



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月1日火曜日 第2821号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	887
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	887
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	(経営支援課) ...	887
地域森林計画案の公表.....	(林業政策課) ...	889
地域森林計画の変更案の公表(4件).....	(") ...	889
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	889
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	890
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...	890
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	890
道路の供用開始(県道朝倉伊予桜井停車場線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	891

公 告

一般県道岩城弓削線岩城橋建設工事(その1).....	(土木管理課) ...	891
一般県道岩城弓削線岩城橋建設工事(その2).....	(") ...	896

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1210号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西条市	平成31年10月31日まで

○愛媛県告示第1211号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53

○愛媛県告示第1212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エディオン今治本店	今治市馬越町二丁目4番10号	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿	株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允	平成21年10月1日	平成28年10月20日

号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) N (2 フルオロフェニル) 2 メトキシ N (1 フェネチルピペリジン 4 イル) アセトアミド及びその塩類 (通称名 O c f e n t a n i l , A 3217) 及びその塩類
- (2) 前号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成28年11月2日

	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名		誉		
	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社 エディオンWEST	株式会社 エディオン	平成22年10月1日	
	大規模小売店舗の名称	デオデオ今治本店	エディオン今治本店	平成24年10月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エディオン松山平田店	松山市平田町209-1 外	大規模小売店舗の名称	(仮称)デオデオ松山北店	エディオン松山平田店	平成24年10月1日	平成28年10月20日
エディオン松山本店	松山市宮西1丁目3-44		(仮称)エディオン松山本店	エディオン松山本店	平成26年12月5日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
エディオン北宇和島店	宇和島市伊吹町1530	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿	株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉	平成21年 10月1日	平成28年 10月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社 エディオンWEST	株式会社 エディオン	平成22年 10月1日	
		大規模小売店舗の名称	デオデオ北宇和島店	エディオン北宇和島店	平成24年 10月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1215号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、南予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1216号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1218号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1219号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1217号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治

○愛媛県告示第1220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年11月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500194	株式会社びのきお	新居浜市坂井町三丁目6番35号	沖野勝広	放課後等デイサービス	放課後クラブ びのきお かわひがし	新居浜市松神子一丁目8番14号	平成28年 7月1日
3850200183	学校法人今治普門学園	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	越智瑞啓	児童発達支援	放課後等デイサービス ちゃぼとひよこ 延喜	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	平成28年 7月1日
3850200183	学校法人今治普門学園	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	越智瑞啓	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス ちゃぼとひよこ 延喜	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	平成28年 7月1日
3850200183	学校法人今治普門学園	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	越智瑞啓	保育所等訪問 支援	放課後等デイサービス ちゃぼとひよこ 延喜	愛媛県今治市しまなみの杜2番地1	平成28年 7月1日
3850500202	えーる合同会社	愛媛県新居浜市庄内町四丁目6番5号	田村梨沙	放課後等デイ サービス	放課後等デイサービス えーるきた	愛媛県新居浜市庄内町四丁目1番38号	平成28年 8月1日

○愛媛県告示第1221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年11月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500672	株式会社エバック	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	藤枝伸二	居宅介護	ニカサ新居浜店	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	平成28年 7月1日
3810500672	株式会社エバック	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	藤枝伸二	重度訪問介護	ニカサ新居浜店	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	平成28年 7月1日
3810500680	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	太田恵理子	同行援護	訪問介護事業所 あゆみ苑	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	平成28年 7月1日
3810500680	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	太田恵理子	行動援護	訪問介護事業所 あゆみ苑	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	平成28年 7月1日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	愛媛県西条市三芳1839番地5	大野博	短期入所	指定障害者支援施設東予希望の家	愛媛県西条市三芳1839番地5	平成28年 8月1日
3810200711	木村商事株式会社	愛媛県今治市東鳥生町5丁目19番地	木村匡	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 健心工房	愛媛県今治市東鳥生町5丁目43番地	平成28年 8月1日

○愛媛県告示第1222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市角野新田町三丁目2815番12地先から 同市角野新田町三丁目2822番33地先まで	旧	メートル 11.1～31.5	キロメートル 0.076	
			新	11.1～31.5	0.076	

○愛媛県告示第1223号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年11月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成28年10月24日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字馬木1185番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.50メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉下甲411番2から 同市朝倉下甲26番地先まで	平成28年11月3日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その1）
- (2) 工事場所
愛媛県越智郡上島町岩城から生名まで（岩城島側）
- (3) 工事概要
ア 橋長 735メートル（岩城島側366.9メートルに限る。）
イ 橋梁形式 鋼・コンクリート混合斜張橋
ウ 鉄筋コンクリート製主塔 1基
エ 橋梁上部工
（ア）施工延長 366.9メートル
（イ）道路幅員 5.5（7.5）メートル
（ウ）鋼桁製作・架設工、PC桁製作・架設工 一式
オ 橋梁下部工 主塔橋脚・底板工 一式
カ 使用する主要な資機材
（ア）橋梁下部（主塔橋脚）
a コンクリート 約6,999立方メートル
b 鉄筋 約1,805トン
（イ）鉄筋コンクリート製主塔
a コンクリート 約4,215立方メートル
b 鉄筋 約1,790トン
（ウ）PC桁部
a コンクリート 約2,272立方メートル
b 鉄筋 約315トン
c PC鋼材 約88トン
（エ）鋼桁部
鋼材 約899トン
- (4) 工期
工事請負契約の成立の日の翌日から平成34年2月28日まで
- (5) 予定価格
5,338,694,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) その他
ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工

事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成28年度の特典調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社社長大

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成26年度又は平成27年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の平成26年度の平均点数又は平成27年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 土木工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事業において1,400点以上の者であること。

サ 鉄筋コンクリート主塔を有する斜張橋上部工又はエクストラードロード橋上部工（いずれも支間長200メートル以上のものに限る。）の工事（次のいずれかに該当するものに限る。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあつては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であつて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事（ア）に掲げるものを除く。）であつて、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書（愛媛県発注工事の場合は不要とする。）、図面等を提出することができるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている場合は不要とする。以下同じ。）を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたつて代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 鉄筋コンクリート主塔を有する斜張橋上部工又はエクストラードロード橋上部工の工事（サ(ア)又はサ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該橋梁^{ひょう}工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が、鋼桁部の施工を担当する構成員にあつてはアの要件を、PC桁部の施工を担当する構成員にあつてはイの要件を全て満たす者であること。

ア 次に掲げる要件

(ア) 知事の審査を受け、工事種別「鋼構造物工事」について平成28年度の特定期調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

(イ) (2)イからキまでに掲げる要件

(ウ) 平成26年度又は平成27年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係る工事成績評定点を有する場合は、工事成績評定点の平成26年度の平均点数又は平成27年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

(エ) 鋼構造物工事業について、特定建設業の許可を受けている者であること。

(オ) 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、鋼橋上部工において1,200点以上の者であること。

(カ) 鋼斜張橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。）の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(キ) 次の要件を全て満たす技術者を、鋼桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

a 技術士（技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b 申請書の提出日において3月以上にわたつて代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

c 鋼斜張橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したもの

に限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該橋梁工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

イ 次に掲げる要件

(ア) (2)アからケまでに掲げる要件

(イ) 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、PC構造物工事に於いて1,200点以上の者であること。

(ウ) PC斜張橋上部工又はエクストラードード橋上部工の工事(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。)の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(エ) 次の要件を全て満たす技術者を、PC桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

a 技術士(技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者に限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b ア(キ)に掲げる要件

c PC斜張橋上部工又はエクストラードード橋上部工の工事(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該橋梁工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

(8) 各構成員が、別途入札に付する一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事(その2)の落札者(当該落札者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員を含む。)でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成28年11月1日(火)から同月18日(金)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)をいう。)に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ア 受付期間

平成28年11月1日(火)から同月18日(金)までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)

なお、郵送等による場合にあつては、平成28年11月18日(金)午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912-2643

FAX番号 (089) 912-2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、平成28年11月25日(金)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあつては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から平成28年12月6日(火)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成28年12月13日(火)までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成28年11月1日(火)から同年12月16日(金)まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成28年11月1日(火)から同年12月13日(火)までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成28年11月2日(水)から同年12月6日(火)までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成28年12月9日(金)から同月13日(火)までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成28年12月14日(水)から同月16日(金)までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成28年12月19日(月)午後2時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、平成28年12月14日(水)から同月16日(金)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、平成28年12月16日(金)午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。)

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、平成28年12月22日(木)午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。

8 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

(2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの(以下「最高評価値入札者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者としてすることがある。

(3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日(その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。)以内に行

う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

- (6) この公告の工事の落札者決定は、別途入札に付する一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その2）の落札者決定より前に行うものとする。ただし、この公告の工事が低入札価格調査制度の適用対象となり、一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その2）が低入札価格調査制度の適用対象とならなかった場合は、この限りでない。

9 契約締結後のV E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）

平成28年11月28日（月）から同年12月14日（水）まで

ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間

平成28年11月28日（月）から同年12月16日（金）までの受付時間中

(イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成29年3月21日（火）までの期間を含むこと。

(3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約（以下「低価格入札者との契約」という。）にあっては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除

する。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア、2(3)ア(ア)又は2(3)イ(イ)の知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 - 2643

F A X 番号（089）912 - 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required : Construction work on the Iwagi Bridge (Part 1) (General Prefectural Road Iwagi-Yuge Line)

(2) Time limit of tender : 5:00p . m . , 16 December , 2016

(3) For further information , please contact : Public Works Administration Division, Public Works Administration Subdepartment , Public Works Department , Ehime

Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama ,
Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2643
FAX 089 912 2639
e-mail dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その2）
- (2) 工事場所
愛媛県越智郡上島町岩城から生名まで（生名島側）
- (3) 工事概要
ア 橋長 735メートル（生名島側368.1メートルに限る。）
イ 橋梁形式 鋼・コンクリート混合斜張橋
ウ 鉄筋コンクリート製主塔 1基
エ 橋梁上部工
（ア）施工延長 368.1メートル
（イ）道路幅員 55（75）メートル
（ウ）鋼桁製作・架設工、PC桁製作・架設工 一式
オ 橋梁下部工 主塔橋脚・底板工 一式
カ 使用する主要な資機材
（ア）橋梁下部（主塔橋脚）
a コンクリート 約6,677立方メートル
b 鉄筋 約1,626トン
（イ）鉄筋コンクリート製主塔
a コンクリート 約4,215立方メートル
b 鉄筋 約1,790トン
（ウ）PC桁部
a コンクリート 約2,272立方メートル
b 鉄筋 約315トン
c PC鋼材 約88トン
（エ）鋼桁部
鋼材 約907トン
- (4) 工期
工事請負契約の成立の日の翌日から平成34年2月28日まで
- (5) 予定価格
5,184,297,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) その他
ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。
ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得た

ときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成28年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社長大

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成26年度又は平成27年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の平成26年度の平均点数又は平成27年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 土木工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受け

ている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1400点以上の者であること。

サ 鉄筋コンクリート主塔を有する斜張橋上部工又はエクストラードード橋上部工（いずれも支間長200メートル以上のものに限る。）の工事（次のいずれかに該当するものに限る。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であつて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事（アに掲げるものを除く。）であつて、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書（愛媛県発注工事の場合は不要とする。）、図面等を提出することができるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている場合は不要とする。以下同じ。）を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 鉄筋コンクリート主塔を有する斜張橋上部工又はエクストラードード橋上部工の工事（サ(ア)又はサ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限り。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該橋梁工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が、鋼桁部の施工を担当する構成員にあつてはアの要件を、P C桁部の施工を担当する構成員にあつてはイの要件を全て満たす者であること。

ア 次に掲げる要件

(ア) 知事の審査を受け、工事種別「鋼構造物工事」について

平成28年度の特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

(イ) (2)イからキまでに掲げる要件

(ウ) 平成26年度又は平成27年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係る工事成績評定点を有する場合は、工事成績評定点の平成26年度の平均点数又は平成27年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

(エ) 鋼構造物工事業について、特定建設業の許可を受けている者であること。

(オ) 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、鋼橋上部工において1200点以上の者であること。

(カ) 鋼斜張橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。）の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(キ) 次の要件を全て満たす技術者を、鋼桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

a 技術士（技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

c 鋼斜張橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限り。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該橋梁工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

イ 次に掲げる要件

(ア) (2)アからケまでに掲げる要件

(イ) 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、P C構造物工事において1200点以上の者であること。

(ウ) P C斜張橋上部工又はエクストラードード橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。）の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(工) 次の要件を全て満たす技術者を、PC桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

a 技術士（技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を鋼構造及びコンクリート部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b ア(※)に掲げる要件

c PC斜張橋上部工又はエクストラード橋上部工の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であって、元請として施工したものに限る。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該橋梁工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

(8) 各構成員が、別途入札に付する一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その1）の落札者（当該落札者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員を含む。）でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成28年11月1日（火）から同月18日（金）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 受付期間

平成28年11月1日（火）から同月18日（金）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあっては、平成28年11月18日（金）午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 - 2643

FAX番号（089）912 - 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、平成28年11月25日（金）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から平成28年12月6日（火）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成28年12月13日（火）までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除

して得た数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成28年11月1日（火）から同年12月16日（金）まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成28年11月1日（火）から同年12月13日（火）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成28年11月2日（水）から同年12月6日（火）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成28年12月9日（金）から同月13日（火）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成28年12月14日（水）から同月16日（金）までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成28年12月19日（月）午後2時10分

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、平成28年12月14日（水）から同月16日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、平成28年12月16日（金）午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書（入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。）

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類

を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、平成28年12月22日（木）午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。

8 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

(2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者としてすることがある。

(3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

(6) この公告の工事の落札者決定は、別途入札に付する一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その1）の落札者決定の後に行うものとする。ただし、一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事（その1）が低入札価格調査制度の適用対象となり、この公告の工事が低入札価格調査制度の適用対象とならなかった場合は、この限りでない。

9 契約締結後のV E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負金額の変更を行

うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）
平成28年11月28日（月）から同年12月14日（水）まで
 - ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。
 - (ア) 提出期間
平成28年11月28日（月）から同年12月16日（金）までの受付時間中
 - (イ) 提出場所
3(3)イに掲げる場所
 - (ウ) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。
 - (エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成29年3月21日（火）までの期間を含むこと。
- (3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約（以下「低価格入札者との契約」という。）にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効等
 - ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。
 - イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。
 - ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。
 - エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。
 - オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約の成立
 - ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。
 - イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加
 - 2(2)ア、2(3)ア(ア)又は2(3)イ(ア)の知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。
- (9) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛媛県土木部土木管理局土木管理課
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号（089）912 - 2643
F A X 番号（089）912 - 2639
電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp
- (10) その他
詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the construction work to be required : Construction work on the Iwagi Bridge (Part 2) (General Prefectural Road Iwagi-Yuge Line)
- (2) Time limit of tender : 5:00p.m., 16 December, 2016
- (3) For further information, please contact : Public Works Administration Division, Public Works Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2643
FAX 089 912 2639
e-mail dobokukanri@pref.ehime.lg.jp